

さっぽろ圏UIJターン就職活動支援交通費補助金交付要綱

(目的)

第1条 札幌市は、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン掲載事業として、札幌市を含む近隣12市町村（以下「圏域」という。）に所在する企業等の人材確保と道外大学生等のUIJターン就職の促進を図るため、道外大学生等が就職活動のために北海道外の居住地から圏域内で実施される採用面接もしくは採用試験又はインターンシップ等に参加するために要する交通費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 圏域

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町をいう。

(2) 道外大学生等

北海道外に所在する大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生であって、北海道外に居住する者をいう。

(3) 採用面接又は採用試験

圏域内に所在する企業が実施する採用面接又は採用試験（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者としての採用を前提とするものを除く。）をいう。

(4) インターンシップ等

圏域内に所在する企業が実施するインターンシップや就業体験を伴うイベントをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、道外大学生等であって、札幌UIターン就職センターに登録した上で、採用面接若しくは採用試験又はインターンシップ等に参加するために北海道外の居住地と圏域内の会場を移動する者のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者とする。

(交付基準)

第4条 補助金の交付基準は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書は、別紙様式のとおりとし、採用面接もしくは採用試験又はインターンシップ等終了日（複数ある場合は、一番遅い日）から起算して1年以内に、札幌UIターン就職センターを經由して札幌市長に提出するものとする。ただし、申請者は申請日時点で学生であること。なお、申請書は札幌UIターン就職センターに到着した順に受け付ける。

(交付決定)

第6条 札幌市長は、前条の規定に基づく申請が、第4条に規定する補助要件に該当するものと認めるときは、補助金の交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 札幌市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(3) その他交付目的に照らして補助金の交付を受けることが不相当であると札幌市長が認める者

(交付決定の取消し及び返還請求)

第7条 札幌市長は、前条の規定に基づき交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。また、交付決定を取り消した場合、期限を定めて、既に交付した補助金の返還を請求する。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

(3) 当該補助事業の目的等に照らして補助金の交付を受けることが公益上不相当と認められる法令違反等があることが判明したとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は札幌市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から平成31年3月31日まで施行する。

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日まで施行する。

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日まで施行する。

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで施行する。

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年（2026年）4月1日から施行する。

別表 交付基準

<p>補助対象経費</p>	<p>(1) 道外大学生等が、以下の①・②のいずれかに該当する圏域内での就職活動等のために、居住地から目的地までの往復の移動に要した交通費（航空機、鉄道、高速バス、フェリー等）を補助対象経費とする。</p> <p>① さっぽろ圏内企業の採用面接・採用試験を受ける場合 ② さっぽろ圏内企業のインターンシップ等に参加する場合</p> <p>(2) (1)の経費に1/2を乗じた額又は申請者の居住地に応じた補助限度額のいずれか低い額を支給する。</p> <p>なお、移動経路は、経済的合理性を有するものに限り、新幹線のグリーン料金、片道100km未満の鉄道移動にかかる座席指定料金及び特別急行料金、片道50km未満の鉄道移動にかかる普通急行料金等は補助対象外とする。また、航空機においては、普通席にかかる経費のみを補助対象とする。</p> <p>(3) 企業又は国、都道府県、市町村その他団体等から、交通費の一部の支払いを受けた場合は、(1)に定める対象経費から当該金額を除いた額に対して補助率を乗じるものとする。</p> <p>(4) 移動と宿泊が一体となった旅行商品についても対象とする。ただし、13,000円に泊数を乗じた額を宿泊費相当額とみなし、商品価格から宿泊費相当額を除いた額を補助対象とする。</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する場合は補助対象外とする。</p> <p>① 公務員試験（国、道、市町村）を受験する場合 ② 官公庁（国、道、市町村）の面接試験やインターンシップ等に参加する場合 ③ 補助対象となる就職活動期間の前後において、就職活動期間外に3日以上（移動日は含まない。）連続して滞在した場合。ただし、災害や交通障害等やむを得ない事情があった場合を除く。 ④ その他、札幌市長が不相当と判断した場合</p>
<p>補助率</p>	<p>1/2 （ただし、100円未満切り捨て）</p>
<p>補助限度額</p>	<p>申請者の居住地に応じ、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(1) 東北・関東・中部地方（12,000円） (2) 近畿・中国・四国地方（14,000円） (3) 九州・沖縄地方（18,000円）</p> <p>一人につき、年度内1往復まで申請可能</p>